

(出典：一般財団法人経済産業調査会発行 特許ニュース2023年3月28日（火）号
(No.15863) 「発明者の認定」)

発明者の認定

ユアサハラ法律特許事務所
弁護士 深井 俊至

1 はじめに

特許権事件で、発明者の認定が問題になるのは、以下のような場合である。

①冒認出願を理由とする特許無効審判請求事件及びその審決取消請求事件

「その特許がその発明について特許を受ける権利を有しない者の特許出願に対してされたとき（第74条第1項の規定による請求に基づき、その

特許に係る特許権の移転の登録があったときを除く。）」（特許法123条1項6号）は、特許無効理由とされており、当該無効理由に基づく特許無効審判事件及びその審決取消請求事件が起こされる場合がある。

②共同出願要件違反を理由とする特許無効審判請求事件及びその審決取消請求事件

「特許を受ける権利が共有に係るときは、各共

有者は、他の共有者と共同でなければ、特許出願をすることができない。」(特許法38条)

「その特許が…第38条…の規定に違反してされたとき（その特許が第38条の規定に違反してされた場合にあっては、第74条第1項の規定による請求に基づき、その特許に係る特許権の移転の登録があつたときを除く。）」(特許法123条1項2号)は、特許無効理由とされており、当該無効理由に基づく特許無効審判事件及びその審決取消請求事件が起こされる場合がある。

③特許権侵害事件において被告（疑義侵害者）が当該特許に冒認出願又は共同出願要件違反の無効理由の存在を主張する場合

特許権侵害事件において、被告（疑義侵害者）が、当該特許に冒認出願（前記①）又は共同出願要件違反（前記②）の無効理由があるとして、特許法104条の3第1項に基づく権利行使の制限の抗弁を主張する場合がある。

なお、「特許無効審判は、利害関係人（前項第2号（特許が第38条の規定に違反してされたときに限る。）又は同項第6号に該当することを理由として特許無効審判を請求する場合にあっては、特許を受ける権利を有する者）に限り請求することができる。」(特許法123条2項)との規定は、当該特許に係る発明について特許無効審判を請求することができる者以外の者が特許法104条の3第1項の規定による権利行使の制限の抗弁の主張をすることを妨げない。(104条の3第3項)。

④特許権移転請求事件

発明者であるという者が原告となり、特許権者を被告として、特許権の全部又は一部（持分）の移転を請求する（特許法74条1項）場合がある。

⑤職務発明に対する相当の利益請求事件

発明者であるにもかかわらず発明者として扱われなかつたと主張する従業員が原告となり、その使用者を被告として、職務発明に対する相当の利益の請求（特許法35条4項）又は不法行為（民法709条）に基づく損害賠償の請求をする場合がある。

2 特許権移転請求と特許無効審判請求

(1) 特許権移転請求

特許権移転を規定する特許法74条1項は、平

成23年法律第63号による特許法改正で規定された。同改正附則2条9項により、改正後74条1項は同改正の施行日である平成24年4月1日以降にされた特許出願について適用される。

(2) 特許無効審判の請求人適格

平成26年法律第36号により、特許法123条2項は、「特許無効審判は、利害関係人（前項第2号（特許が第38条の規定に違反してされたときに限る。）又は同項第6号に該当することを理由として特許無効審判を請求する場合にあっては、特許を受ける権利を有する者）に限り請求することができる。」と改正された。同改正は、平成27年4月1日から施行され、現在に至っている。

(3) 特許権移転請求と特許無効審判請求

特許を受ける権利を有する者は、冒認出願もしくは共同出願要件違反を理由とする無効審判請求又は特許権移転請求のいずれを選択してもよい。

特許を受ける権利を有する者は、特許権移転請求により、特許権の一部（持分）のみの移転が認められて特許権が共有となる場合（特許権全部の移転請求が棄却され、一部（持分）のみの移転が認容される場合も含む。）、必ずしも特許の無効の場合よりも実際の事業上、有利になるとは限らない。特許権が共有になるときは、各共有者は、契約で別段の定をした場合を除き、他の共有者の同意を得ないでその特許発明の実施をすることができるが（特許法73条2項）、他の共有者の同意を得なければ、その特許権について専用実施権を設定し又は他人に通常実施権を許諾することができない（同条3項）。したがって、例えば、自らの事業に関係する第三者が特許発明を実施しているというような場合、当該第三者の行為が特許権侵害とならないように、特許を無効とした方が事業戦略上よいということもある。

3 発明者の認定

(1) 発明者とは

「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう（特許法2条1項）。したがって、「発明者」とは、自然法則を利用した

高度な技術的思想を創作した者ということになる。

しかし、この定義では発明者の認定をするにあたり、抽象的すぎる。実際の事件で問題となるのは特許発明であり、特許発明は、特許請求の範囲の記載に基づいて認定されるので、特許発明の「発明者」とは、特許請求の範囲に記載された構成の技術的思想を創作した者ということになる。

ここで、特許請求の範囲の記載には、従来技術又は従来技術から容易に想到できる範囲（つまり新規性又は進歩性のない技術範囲）の技術的思想の構成が記載されていることも多い。よって、特許請求の範囲に記載された特許発明の構成中、従来技術又は従来技術から容易に想到できる構成ではなく、対象とした技術的課題を解決する手段となつた構成（特許性のある構成）が何かを認定する必要がある。

「発明者」の意義について一般的な判示をした幾つかの判決例を以下に挙げる。以下の判決例において判示されている「発明の特徴的部分」又は「特許発明の技術的思想（技術的課題及びその解決手段）」とは、特許請求の範囲に記載された発明の構成中の上記のような特許性のある構成を意味すると解される。そのような特許性のある構成（新たな技術的思想）を創作した者が「発明者」である。

①知財高裁平成20年5月29日判決（平成19年（ネ）第10037号）損害賠償請求控訴事件

「発明とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度なものをいうと規定され（特許法2条1項）、産業上利用することができる発明をした者は、…その発明について特許を受けることができると規定され（同法29条1項柱書き）、また、発明は、その技術内容が、当該の技術分野における通常の知識を有する者が反復実施して目的とする技術効果を挙げができる程度にまで具体的・客観的なものとして構成されたときに、完成したと解すべきであるとされている（最高裁昭和52年10月13日第一小法廷判決民集31巻6号805頁参照）。したがつて、発明者とは、自然法則を利用した高度な技術的思想の創作に関与した者、すなわち、当該技術的思想を当業者が実施できる程度にまで具体的・客観的なものとして構成する創作活動に

関与した者を指すというべきである。当該発明について、例えば、管理者として、部下の研究者に対して一般的管理をした者や、一般的な助言・指導を与えた者や、補助者として、研究者の指示に従い、単にデータをとりまとめた者又は実験を行った者や、発明者に資金を提供したり、設備利用の便宜を与えることにより、発明の完成を援助した者又は委託した者等は、発明者には当たらない。もとより、発明者となるためには、一人の者がすべての過程に関与することが必要なわけではなく、共同で関与することでも足りるというべきであるが、複数の者が共同発明者となるためには、課題を解決するための着想及びその具体化の過程において、一体的・連続的な協力関係の下に、それぞれが重要な貢献をなすことを要するというべきである。

上記の観点から、本願発明の内容及び原告の関与の程度を総合考慮して、原告が本願発明の発明者に当たるか否かについて、判断する。」

②知財高裁平成20年9月30日判決（平成19年（行ケ）第10278号）審決取消請求事件

「もとより、発明者となるためには、一人の者がすべての過程に関与することが必要なわけではなく、共同で関与することでも足りるというべきであるが、複数の者が共同発明者となるためには、課題を解決するための着想及びその具体化の過程において、発明の特徴的部分の完成に創作的に寄与したことを要する。そして、発明の特徴的部分とは、特許請求の範囲に記載された発明の構成のうち、従来技術には見られない部分、すなわち、当該発明特有の課題解決手段を基礎付ける部分を指すものと解すべきである。」

上記の観点から、「本件各発明の内容」及び「本件各発明に関与した者の関与の程度」を総合考慮して、被告の従業者であるMが本件各発明の共同発明者の一人に該当するか否かを考察する。」

③知財高裁令和3年3月17日判決（令和2年（ネ）第10052号）特許権持分一部移転登録手続等請求控訴事件

「特許法2条1項は、「発明」とは、「自然法

則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」をいうと規定し、同法70条1項は、「特許発明の技術的範囲は、願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならない。」と規定している。これらの規定によれば、特許発明の「発明者」といえるためには、特許請求の範囲の記載によって具体化された特許発明の技術的思想（技術的課題及びその解決手段）を着想し、又は、その着想を具体化することに創意的に関与したことと要するものと解するのが相当であり、その具体化に至る過程の個々の実験の遂行に研究者として現実に関与した者であっても、その関与が、特許発明の技術的思想との関係において、創意的な関与に当たるものと認められないときは、発明者に該当するものということはできない。」

④大阪地裁令和3年5月13日判決(令和元年(ワ)第5059号)損害賠償等請求事件

本件は、原告が、被告の有する特許権に係る特許発明に関し、原告が被告在職中にその発明者の1人として発明したものであるにもかかわらず、被告が当該発明に係る特許を受ける権利の承継を原告から受けないまま、原告を発明者として記載せずに出願したため、職務発明について被告に特許を受ける権利を取得させたことにより原告が受けるべき利益に相当する額の損害及び発明者名誉権侵害による精神的損害を被ったとして、被告に対し、不法行為に基づき、損害賠償の支払を求めた事案である。同事案において大阪地裁は、発明者について以下のとおり判示した。

「発明者とは、自然法則を利用した高度な技術的思想の創作に関与した者、すなわち、当該技術的思想を当業者が実施できる程度にまで具体的・客観的なものとして構成するための創作に関与した者を指すと解される。また、発明者となるためには、共同で関与することでも足りるが、複数の者が共同発明者となるためには、課題を解決するための着想及びその具体化の過程において、発明の特徴的部分の完成に創意的に寄与したことと要する。発明の特徴的部分とは、特許請求の範囲に記載された発明の構成が

うち、従来技術には見られない部分、すなわち、当該発明特有の課題解決手段を基礎付ける部分を指す。」

知財高裁令和3年11月17日判決(令和3年(ネ)第10057号(上記事件控訴審))は、原審の上記判示部分を是認している。

⑤大阪地裁令和4年2月28日判決(令和2年(ワ)第7486号)特許権移転登録手続等請求事件

発明者について、上記④大阪地裁令和3年5月13日判決(令和元年(ワ)第5059号)と同様の判示をしている。

(2) 課題の把握及び発明の着想・具体化・作用効果の確認

発明は、①従来技術における課題の把握、②課題を解決するための発明の着想、③着想に基づく発明の具体化(具体的構成化)、④発明の作用効果の確認という過程を経て完成に至ることが多いと思われる。しかし、個々の発明ごとにこれらは異なり得るし、また、発明の完成過程における①から④の重要度も異なる。

従来技術においてある技術的課題が存在すること自体が知られていなかったような場合は、当該技術的課題を発見したこと自体も発明の完成において重要な要素となる。

発明の着想とは、従来技術の課題を解決するための技術的手段の抽象的アイディア又は方向性というようなものであり、着想に基づく発明の具体化とは、当業者による発明の実施が可能になる程度に従来技術の課題を解決する具体的手段を構成することと言える。しかし、発明の着想と具体化とは明確に区別できないこともあるし、発明によって、着想と具体化の重要度も異なる場合もある。発明の着想自体が従来技術に基づいて当業者が容易に想到できないようなものであった場合、当該着想をしたこと自体も発明完成において重要な要素となる。

発明の作用効果の確認は、発明の具体的構成が策定された後、その具体的構成により実際に従来技術の課題が解決できるかを確認するプロセスである。期待通りに従来技術の課題を解決する作用効果が確認された場合、発明の具体的構成がその

前後で変わるわけではない。発明の作用効果の確認方法として当業者が一般的に採用する方法が採用された場合や、当業者が容易に想到できる方法で作用効果が確認されたにすぎない場合は、そのような作用確認に携わったにすぎない者は発明者(の一人)とは言えない。しかし、発明の作用効果を確認する方法や手段が一様ではなく、どのような方法や手段を採用すべきかに試行錯誤や特殊な知見を要する場合もあるし、確認者による確認方法の実施能力にその確認結果が依存する場合もある。また、発明の作用効果の確認プロセスにおいて、実際に従来技術の課題を解決する作用効果を奏する構成部分が発見されたり、実際に作用効果を奏す実施例が絞られる場合もある。化学の分野、特に医薬の分野では作用効果の確認プロセスが非常に重要である場合も多い。

以上に鑑みれば、「発明者」を発明の特徴的部分、すなわち、特許請求の範囲に記載された発明の構成のうち、従来技術には見られない部分であって、従来技術の課題を解決する手段を基礎付ける部分を創作した者と解したとしても、発明の完成プロセスにおいて、上記①から④の過程に関与した者の中から発明者を認定するには、発明の特徴的部分の創作に至った過程をも検討の対象とする必要があり、上記①から④の過程について、発明の完成における重要性も検討の対象とする必要がある。

発明者の認定が争点となる事件では、まずは特許明細書の記載を基礎として、従来技術の課題、従来技術の課題を解決する発明の具体的構成(特許請求の範囲に記載された構成中、課題を解決する構成部分)、発明の作用効果をそれぞれ認定した上、実際に当該発明がいかに完成されたかを多数の書証(従来技術に関する文献、実験ノートを含む。)に加えて、人証調べ(証人尋問や当事者尋問)が行われることも多い。

4 発明者性の主張立証責任

(1) 「発明者性」の主張立証責任の問題

「発明者」の意義を上記のとおり、発明の特徴的部分を創作した者と解したとして、次に、発明者の認定が問題となる各種の事件において、原告又は被告(無効審判請求事件では請求人又は被請求

人)のいずれの側が、問題となる者が「発明者」であること又はないこと(発明者性)の主張立証責任を負うかという問題がある。

「発明者性」の主張立証責任について判示をした幾つかの判決例を以下に挙げる。

(2) 判決例

①知財高裁平成21年6月29日判決(平成20年(行ケ)第10429号)審決取消請求事件

「特許法は、29条1項に「発明をした者は、……特許を受けることができる」と、33条1項に「特許を受ける権利は、移転することができる。」と、34条1項に「特許出願前における特許を受ける権利の承継は、その承継人が特許出願をしなければ、第三者に対抗することができない」と、それぞれ規定していることから明らかなどおり、特許権を取得し得る者を発明者及びその承継人に限定している。このような、いわゆる「発明者主義」を採用する特許制度の下においては、特許出願に当たって、出願人は、この要件を満たしていることを、自ら主張立証する責めを負うものである。このことは、36条1項2号において、願書の記載事項として「発明者の氏名及び住所又は居所」が掲げられ、特許法施行規則5条2項において、出願人は、特許庁からの求めに応じて譲渡証書等の承継を証明するための書面を提出しなければならないとされていることによっても、裏付けられる。

ところで123条1項は特許無効審判を請求できる場合を列挙しており、同項6号は「その特許が発明者でない者であってその発明について特許を受ける権利を承継しないものの特許出願に対してされたとき。」(冒認出願)と規定する。同規定を形式的にみると「その特許が発明者でない者…、に対してされたとき」との事実につき、無効審判請求人において、主張立証責任を負担すると読む余地がないわけではないが、このような規定振りは、あくまでも同条の立法技術的な理由に由来するものであって、同規定から、29条1項等所定の発明者主義の原則を、変更したものと解することは妥当でない。したがって、冒認出願(123条1項6号)を理由とし

て請求された特許無効審判において「特許出願がその特許に係る発明の発明者自身又は発明者から特許を受ける権利を承継した者によりされたこと」についての主張立証責任は、特許権者が負担すると解すべきである。

もっとも、冒認出願(123条1項6号)を理由として請求された特許無効審判において「特許出願がその特許に係る発明の発明者自身又は発明者から特許を受ける権利を承継した者によりされたこと」についての主張立証責任を、特許権者が負担すると解したとしても、そのような解釈は、すべての事案において、特許権者において、発明の経緯等を個別的、具体的に主張立証しなければならないことを意味するものではない(むしろ、先に出願したという事実は、出願人が発明者又は発明者から特許を受ける権利を承継した者であるとの事実を推認する重要な間接事実である。)。

特許権者の行うべき主張、立証の内容、程度は、冒認出願を疑わせる具体的な事情の内容及び無効審判請求人の主張立証活動の内容、程度がどのようなものかによって大きく左右される。仮に無効審判請求人が、冒認を疑わせる具体的な事情を何ら指摘することなく、かつ、その裏付け証拠を提出していないような場合は、特許権者が行う主張立証の程度は比較的簡易なもので足りる。これに対して、無効審判請求人が冒認を裏付ける事情を具体的に指摘し、その裏付け証拠を提出するような場合は、特許権者において、これを凌ぐ主張立証をしない限り、主張立証責任が尽くされたと判断されることはないとえる。そして、冒認を疑わせる具体的な事情の内容は、発明の属する技術分野が先端的な技術分野か否か、発明が専門的な技術、知識、経験を有することを前提とするか否か、実施例の検証等に大規模な設備や長い時間を要する性質のものであるか否か、発明者とされている者が発明の属する技術分野についてどの程度の知見を有しているか、発明者と主張する者が複数存在する場合に、その間の具体的な実情や相互関係がどのようなものであったか等、事案ごとの個別的な事情により異なるものと解され

る。」

②知財高裁平成25年3月13日判決(平成24年(行ケ)第10059号)審決取消請求事件

「特許法123条1項2号は、特許無効審判を請求することができる場合として、「その特許が…第38条…の規定に違反してされたとき(省略)。」と規定しているところ、同法38条は、「特許を受ける権利が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者と共同でなければ、特許出願をすることができない。」と規定している。このように、特許法38条違反は、特許を受ける権利が共有に係ることが前提となっているから、特許が同条の規定に違反してされたことを理由として特許無効審判を請求する場合は、審判請求人が「特許を受ける権利が共有に係ること」について主張立証責任を負担すると解するのが相当である。これに対し、特許権者が「特許を受ける権利が共有に係るものでないこと」について主張立証責任を負担するとすれば、特許権者に対して、他に共有者が存在しないという消極的事実の立証を強いることになり、不合理である。

特許法38条違反を理由として請求された無効審判の審決取消訴訟における主張立証責任の分配についても、上記と同様に解するのが相当であり、審判請求人(審判請求不成立審決の場合は原告、無効審決の場合は被告)が「特許を受ける権利が共有に係ること」、すなわち、自らが共同発明者であることについて主張立証責任を負担すると解すべきである。」

③知財高裁平成25年3月28日判決(平成24年(行ケ)第10280号)審決取消請求事件

「冒認又は共同出願違反を理由として請求された特許無効審判において、「特許出願がその特許に係る発明の発明者自身又は発明者から特許を受ける権利を承継した者によりされたこと」についての主張立証責任は、形式的には、特許権者が負担すると解すべきであるとしても、「出願人が発明者であること又は発明者から特許を受ける権利を承継した者であること」は、先に特許出願されたという事実により、他に反証がない限り、推認されるものというべきである。」

④大阪地裁平成29年11月9日判決(平成28年(ワ)第8468号)特許権移転登録手続等請求事件

「特許法74条1項の特許権の移転請求制度は、真の発明者又は共同発明者がした発明について、他人が冒認又は共同出願違反により特許出願して特許権を取得した場合に、当該特許権又はその持分権を真の発明者又は共同発明者に取り戻させる趣旨によるものである。したがって、同項に基づく移転登録請求をする者は、相手方の特許権に係る特許発明について、自己が真の発明者又は共同発明者であることを主張立証する責任がある。ところで、異なる者が独立に同一内容の発明をした場合には、それぞれの者が、それがした発明について特許を受けた権利を個別に有することになる。このことを考慮すると、相手方の特許権に係る特許発明について、自己が真の発明者又は共同発明者であることを主張立証するためには、単に自己が当該特許発明と同一内容の発明をしたことを主張立証するだけでは足りず、当該特許発明は自己が単独又は共同で発明したもので、相手方が発明したものでないことを主張立証する必要があり、これを裏返せば、相手方の当該特許発明に係る特許出願は自己のした発明に基づいてされたものであることを主張立証する必要があると解するのが相当である。そして、このようにすることは、特許法74条1項が、当該特許に係る発明について特許を受ける権利を有する者であることと並んで、特許が123条1項2号に規定する要件に違反するときのうちその特許が38条の規定に違反してされたこと(すなわち、特許を受ける権利が共有に係るときの共同出願違反)又は同項6号に規定する要件に該当するとき(すなわち、その特許がその発明について特許を受ける権利を有しない者の特許出願に対してされたこと)を積極的要件として定める法文の体裁にも沿うものである。」

⑤大阪地裁令和3年5月13日判決(令和元年(ワ)第5059号)損害賠償等請求事件

本件事案は前記3(1)④に記載のとおりである。同事案において大阪地裁は、発明者性の

主張立証責任について以下のとおり判示した。

「不法行為に基づく損害賠償請求の事案においては、権利又は法律上保護される利益の侵害を主張する者がこれを基礎付ける事実についての主張立証責任を負うと解される。これによれば、本件の場合、原告が、自らが本件発明の発明者であることの主張立証責任を負うこととなる。このことは、冒認出願を理由として請求された特許無効審判(平成23年法律第63号による改正前の特許法123条1項6号)における「特許出願がその特許に係る発明の発明者又は発明者から特許を受ける権利を承継した者によりされたこと」についての主張立証責任の分配とは関わりがない。」

知財高裁令和3年11月17日判決(令和3年(ネ)第10057号(控訴審))は、原審の上記判示部分を是認している。

(3) 私見

私見であるが、「発明者性」に関して、事実上の推認がまず及ぶのは、願書に「発明者」と記載された者が発明者であるという点であると考える。

上記知財高裁の判決例は、冒認出願又は共同出願要件違反を理由として請求された特許無効審判請求事件において、「特許出願がその特許に係る発明の発明者自身又は発明者から特許を受ける権利を承継した者によりされたこと」についての主張立証責任は、形式的には、特許権者が負担すると解すべきであるとしても、「出願人が発明者であること又は発明者から特許を受ける権利を承継したこと」は、先に特許出願されたという事実により、他に反証がない限り、推認される、と解している。他に反証のない限り、「発明者」と記載された者を発明者と認定するのは妥当であるが、「発明者」と記載された者とは異なる者が特許出願人である場合、「発明者」と記載された者から特許を受ける権利を取得したことまで事実上の推認がまず及ぶのではなく、特許を受ける権利の変動なのであるから、原則どおり、特許出願人は、「発明者」と記載されている者から特許を受ける権利を取得したことの主張立証責任を負うと解するのが妥当である。このように解しても、特許出願

人が、他者が「発明者」であると自らが願書に記載した発明について特許出願をした以上、当該発明に係る特許を受ける権利について、「発明者」から契約や職務発明規程等により権利を取得したことの証拠を通常有しているはずであり、その事実を当該特許出願人に主張立証させることは合理的なことである。

願書に「発明者」と記載された者から特許権者が特許を受ける権利を取得したかが問題となった事案として、知財高裁平成28年2月24日判決(平成26年(行ケ)第10275号)審決取消請求事件がある。同事案では、「発明者」としてA及び被告(特許権者、無効審判請求事件(無効成立)の被請求人)の従業員Bが記載されていた。上記知財高裁判決は、Aが特許権者に特許を受ける権利の共有持分を譲渡したことは認めるに足りないとした。また、特許法33条3項は「特許を受ける権利が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡することができない。」と規定しているところ、上記知財高裁判決は、Bが特許権者に特許を受ける権利の共有持分を譲渡していたとしてもAが当該譲渡に同意していたことを認めるに足りないとして、仮に同譲渡があつたとしても無効であるとし、結果、特許権者はAとBのいずれからも特許を受ける権利の譲渡を受けていなかつたと認定して、冒認出願であると判断した。

特許権移転請求事件においても、願書に発明者と記載された者が「発明者」としてまずは事実上推認され、他に反証のない限り、「発明者」と記載された者を発明者と認定するのは妥当である。よって、願書に「発明者」と記載された者ではない者が、自らが真の発明者(又は発明者の一人、以下同じ。)であると主張して、特許権移転請求事件の原告となる場合には、上記判決例のとおり、原告に自らが真の発明者であることの主張立証責任を負担させるのが妥当である。しかし、特許権移転請求事件において、願書に「発明者」と記載された者が、特許権移転請求事件の原告となる場合には、その者が「発明者」として特許を受ける権利を有したことがまずは事実上推認され、特許権者がその「発明者」から特許を受ける権利を取

得したことの主張立証責任を負担すると考える。

職務発明に対する相当の利益請求事件においても、願書に「発明者」と記載された者が発明者としてまずは事実上推認され、他に反証のない限り、その者を発明者と認定するのが妥当である。よって、願書に「発明者」と記載された者でない者が、自らが真の発明者であると主張して、特許権者に相当の利益の請求又は損害賠償の請求をする場合には、その者に自らが真の発明者であることの主張立証責任を負わせるのが妥当である。しかし、例えば、真の発明者に加えて、部門長である者をも発明者に加えて複数の「発明者」を願書に記載したような場合において、職務発明に対する相当の利益請求事件において、「発明者」の一人とされている部門長が真の発明者の一人であるかが問題となったときは、願書に「発明者」の一人と記載された部門長はまずは発明者の一人と推認され、部門長は真の発明者の一人ではないと主張する者が、その立証責任を負うと解すべきである。

一おわりー